

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

第16条に基づく意見聴取の結果について

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第16条に基づく意見聴取を実施しましたので、結果を以下のとおり公表します。

平成17年8月3日

京都市長 梶本 頼兼

- 1 実施日時 平成17年7月29日 午後2時30分から午後3時50分
- 2 実施場所 京都市役所 寺町第6会議室
- 3 聴取した者（順不同）
木野村峯一，余昌英，村上悦子，三嶋由美子，折坂義雄
- 4 聴取内容

別紙の4案件に係る指定管理者募集要項等に基づき、公募を行うことについて了承されました。

（注） 指定管理者の公募に当たっては、個々の施設ごとに公募することが原則となっていますが、複数施設が同一施設内に設置されている場合は、施設の運営管理上不都合が生じる場合が考えられます。京都市運用基本指針においても「同一団体が一括して管理を行うことが合理的である場合」は、複数施設につき一括して単一の指定管理者を公募し、選定することが可能となっています。

今回は本指針を踏まえ、公募単位を別紙のとおり4案件に分類しています。

(別紙)

案件	類型	施設種類数	対象施設	公募単位数	公募施設数
1	児童館	1	御前, 四ノ宮, 醍醐中央	3	3
2	学童保育所	1	柏野, 翔鸞, 錦林, 修学院, 明德, 一橋, 三条, 七条第三, 東和, 唐橋, 桂東, 伏見板橋, 向島	1	13
3	保育所	1	松ノ木	1	1
4	保育所 児童館	2	桂坂	1	2

(保健福祉局保健福祉部監査指導課)